

第7期奥出雲町障がい福祉計画・
第3期奥出雲町障がい児福祉計画
(奥出雲町障がい者計画)

奥出雲町

令和6年3月

「第7期奥出雲町障がい福祉計画・第3期奥出雲町障がい児福祉計画」の 策定にあたって

「障がいのある無いにかかわらず、本人も家族もみんな楽しく過ごせたらいいのに・・・」精神障害のある母の介護をしながら、夜も満足に眠れなかった中学生の頃の私はずっとそんなことを考えていました。私の唯一の支えは時々訪問して相談にのってくれる町の保健師さんでした。介護に疲れ、高校入学を機に奥出雲町を離れ、松江での寮生活を始めた私が没頭したのは、結局は障がい者福祉ボランティアでした。毎日、様々な施設や在宅を回り、食事等の介助、外出介助・外泊の同伴、障がい児とのキャンプなどをとおして、本人や家族と接していく中で、たくさんの喜びもありました。そうした中でも社会の理不尽さを感じ、自分の無力さもあいつつ、悔し涙を流すこともありました。公務員を志したのも、「こうした社会を少しでも良くしたい」との思いが強かったからだと思います。まさに障がい福祉は私の人生の原点、心の芯と言ってもいいのかもしれません。

本町では、平成18年から障がい福祉サービスの提供体制を確保するための計画として「奥出雲町障がい福祉計画」を策定して以来、障がいのある人もない人も、共に住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことのできる、地域共存社会の実現に向け障がい福祉サービス等の整備ならびに提供に努めてまいりました。

この度、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「奥出雲町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定致しました。これまで取り組んできた従前の計画の基本方針を引き継ぐとともに、その成果や課題、多様化するニーズ、社会環境の変化などに対応し、障がいのある方が地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、その実現に向けた取り組みを私は先頭に立って進めてまいります。まだまだ不十分な部分もありますが、どのような計画であっても、それを実行していくのは私の中学生時代に相談に乗ってくれた保健師さんのように現場で取り組む「人」であります。

私は地方創生とは「みんなの力で社会を変えていくこと」だと考えています。これまでの奥出雲の良いところを活かしながらも今の時代に合った住みよい社会に変えていく。まさに「奥出雲創生、奥出雲の暮らしが幸せだと実感できるまちづくり」の取り組みです。

今後とも、本計画に基づき関係機関と十分連携を図りながら、障がい福祉施策の計画的な推進と充実に努めてまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査へご協力いただいた皆様、奥出雲町障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に対しまして心より御礼を申し上げます。

令和6年3月

奥出雲町長

保原 禾

目 次

第 1 章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	1
2	基本的理念	1
3	本計画の基本的な考え方	1
4	計画の期間	2
5	計画の推進・進行管理	2

第 2 章 障がい者（児）の現況

1	身体障がい者（児）	3
2	知的障がい者（児）	3
3	精神障がい者（児）	4
4	手帳種別新規取得者の推移	4
5	障害支援区分認定者状況	4

第 3 章 第 7 期障がい福祉計画の数値目標及び障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

1	数値目標	
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
	(3) 地域生活支援の充実	6
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	7
	(5) 発達障がい者等に対する支援	9
	(6) 相談支援体制の充実・強化等	9
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	9
	(8) 障がい者総合支援法に基づくサービス体系	9
2	障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策	
	(1) 訪問系サービス	1 1
	(2) 日中活動系サービス	1 2
	1) 生活介護	1 2
	2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1 3
	3) 就労移行支援	1 4
	4) 就労継続支援（A型・B型）	1 5
	5) 就労定着支援	1 6
	6) 療養介護	1 7
	7) 短期入所（ショートステイ）	1 8

(3) 居住支援系サービス	18
1) 自立生活援助	19
2) 共同生活援助 (グループホーム)	19
3) 施設入所支援	20
(4) 相談支援 (サービス利用計画作成事業)	20
計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
(5) 就労移行支援及び就労継続支援事業から一般就労への移行	21

第4章 第3期障がい児福祉計画の数値目標及び障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

1 町内の児童・生徒数と特別支援学級の人数	24
2 奥出雲町の障がい児への支援	25
3 障がい児支援の提供体制の整備等	26
(1) 児童発達支援センター	27
(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	27
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定	27
4 障がい児支援サービス	28
(1) 児童発達支援	29
(2) 医療型児童発達支援	29
(3) 放課後等デイサービス	31
(4) 保育所等訪問支援	32
(5) 居宅訪問型児童発達支援	32
5 障がい児相談支援	33

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の目的	
2 事業の種類ごとの見込量及び実施に関する事項	34
(1) 相談支援事業	34
(2) 成年後見制度利用支援事業	35
(3) 意思疎通支援事業	35
(4) 日常生活用具給付等事業	36
(5) 移動支援事業	37
(6) 地域活動支援センター	38
(7) 日中一時支援事業	39
(8) 知的障がい者職親委託制度事業	39
(9) 生活支援事業	40
(10) 社会参加促進事業	40

第6章 その他の事業の実施内容

1	補装具費支給事業	4 2
2	障害者自立支援医療	4 2
3	交通費や医療費の助成	4 3
4	障がい者等配食サービス事業	4 5
5	精神障がい者職親委託制度事業	4 5
6	非常用電源確保対策事業	4 5

第7章 障がい関係団体活動の推進

1	当事者組織	4 6
2	家族会	4 6
3	ボランティア団体	4 7

第8章 施策の推進における重点項目と実施のための取組

1	重点項目	4 8
2	重点項目実施のための取組	4 8

第9章 計画の推進のための方策

1	障がい福祉制度の周知	5 4
2	計画の進行管理及び達成状況の点検・評価	5 4

資料編

奥出雲町障がい福祉計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿	5 5
奥出雲町障害福祉計画策定委員会設置要綱	5 6

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

障がいのある方もない方も、共に住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことができる町づくりをめざし、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる地域づくりに必要な事項を定める計画です。

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即した計画であり、1期3年間の障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための数値目標を定め、適切な制度の運用と地域課題の解決のための方策を盛り込み、障がい福祉の一層の充実と推進を図ることを目的とします。

2 基本的理念

障がいのある方が自分らしくいきいきと過ごしていく上で、地域社会の役割や責任、地域の関わり方などを定めた障害者基本法第3条及び第4条を基本的理念とします。

<p>すべての障がい者（児）は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保護される権利を有する。</p> <p>すべての障がい者（児）は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。</p> <p>何人も、障がい者（児）に対して、障がいを理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>

3 本計画の基本的な考え方

国は基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」と言います。）を示しています。本計画は、この「基本指針」と上記基本的理念（障害者基本法第3条及び第4条）を踏まえながら、障がいのある方の生活実態やニーズを把握するためのアンケート調査の実施や関係機関からの地域課題についての意見などを基に障がいのある方の自立への施策を定めています。

【基本的な考え方】

（1）自己決定と自己選択を基本とした利用者の意思の尊重

障がいのある方の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制を整備します。

(2) 全ての障がいに関する制度の一元化

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、高次脳機能障がい、難病と種別ごとに分かれている障害福祉サービスの制度をできる限り一元化し、サービスの充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域生活への移行推進

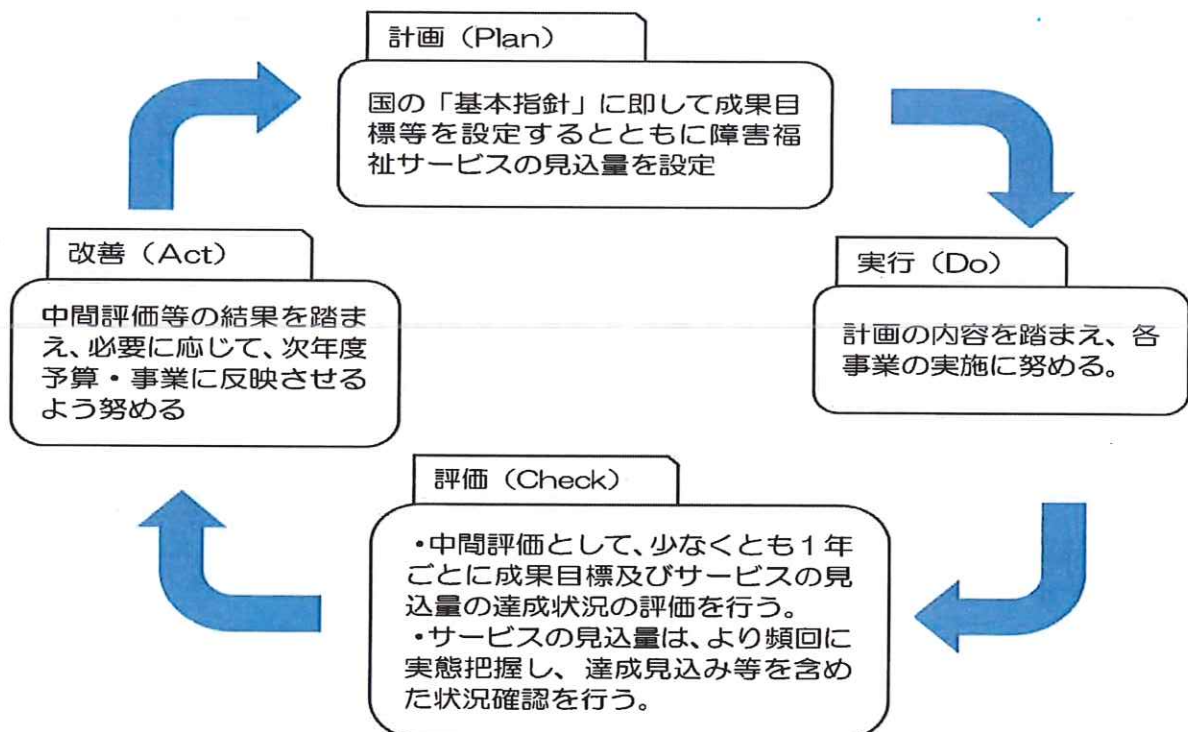
障がいのある方の自立を支援するために、地域生活への移行、地域生活の継続、就労等の課題に対応したサービスの提供体制を整え、その他地域の社会資源を最大限に活用して地域生活への移行を進めます。

4 計画の期間

第7期障がい福祉計画は令和6年度から令和8年度まで、第3期障がい児福祉計画についても、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

5 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、PDCAのサイクルに基づき、雲南圏域障がい者総支援協議会地域部会において、毎年成果目標等に関する実績に基づく分析・評価に関する意見を聴き、必要に応じて計画の変更等を行います。



第2章 障がい者の（児）の現況

1 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者の令和5年3月末の状況は下記のとおりです。

（1）等級別・年齢別身体障害者手帳所持者状況

身体障害者手帳の所持者は全体として微減傾向にあります。手帳の等級別では、最重度の1級が最も多く、全体の約3分の1を占め、続いて4級も多く、この2つで全体の約6割になっています。

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計	備考
1級	2	41	163	206	人
2級	0	10	69	79	人
3級	0	10	87	97	人
4級	1	19	162	182	人
5級	0	9	34	43	人
6級	0	6	57	63	人
計	3	95	572	670	人

（2）障がい種別・年齢別身体障害者手帳所持者状況

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計	備考
視覚障がい	1	10	46	57	人
聴覚・平衡機能	1	7	63	71	人
音声・言語・そしゃく	0	1	4	5	人
肢体不自由	1	52	310	363	人
内部障がい	0	25	149	174	人
計	3	95	572	670	人

2 知的障がい者（児）

療育手帳所持者の令和5年3月末の状況は下記のとおりです。

（1）判定別・年齢別療育手帳所持者状況

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計	備考
A判定	0	31	18	49	人
B判定	9	49	6	64	人
計	9	80	24	113	人

3 精神障がい者（児）

精神障害者保健福祉手帳所持者の令和5年3月末現在の状況は下記のとおりです。

(1) 等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者状況

区分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	計	備考
1級	0	8	11	19	人
2級	10	57	26	93	人
3級	3	26	4	33	人
計	13	91	41	145	人

4 手帳種別新規取得者の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	備考
身体障害者手帳	29	28	38	44	27	13	人
療育手帳	2	2	0	2	2	1	人
精神障害者 保健福祉手帳	3	10	0	8	12	2	人

(令和5年度は7月1日現在)

5 障害支援区分認定者の状況

障害者総合支援法における障害福祉サービスを利用する際の基準となる区分別の認定者の状況は下記のとおりです。区分の認定はまず調査を行い、審査会での審査を経て区分が決まります。区分1が最も支援の時間が短く、区分6が最も多くの支援が必要です。

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計	備考
認定者数 (R5年6月末)	39	1	9	17	17	13	40	136	人
認定者数 (R2年3月末)	37	1	9	13	15	16	38	129	人
認定者数 (H29年3月末)	53	4	9	15	13	18	33	145	人

第3章 第7期障がい福祉計画の数値目標及び障害福祉サービスと 相談支援等の見込量及び確保のための方策

1 数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

1) 基本的な考え方

国では、地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点において福祉施設に入所している障がい者のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定することとしています。当該目標値の設定にあたっては、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とするとしています。

2) 目標値の設定

	年度末時点入所者数(人)						【目標値】	【目標値】
	H30	R1	R2	R3	R4 (A)	R8 (B)	削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
計画	26	26	26	26	26	19	2	2
実績	24	22	22	22	21			

項目	数値	考え方
現在の施設入所者数(A)	21人	令和4年度末の施設入所者数
計画する施設入所者数(B)	19人	令和8年度末の入所者数見込
地域生活移行者数	2人	施設入所からグループホーム等、地域生活へ移行した者の数(21人の6%超)
施設入所者削減数(A-B)	2人	差引減少見込者数(21人の5%超減)

3) 目標を達成するための取組

障がいのある方が地域で暮らすことのできる社会の実現には、居宅に必要な援助が受けられる「自立生活援助」やグループホームなどの住まいの場が必要です。障がいのある方々が希望される地域でのグループホームの整備など住まいの場の確保が必要です。

施設入所者の地域生活移行に関するケース検討を関係機関で実施し、情報共有、連携を図り、地域移行へのサービス調整や引き続き地域における居住の場の確保に努めます。

また、相談支援事業所においては、地域移行支援や地域定着支援など地域相談支援事業の充実に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

1) 基本的な考え方

精神障がい者の社会的入院の解消を進め、入院長期防止及び長期入院者の退院を促進するにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。

2) 取組

本町においても、地域課題の共有、解決に向け、「雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会」の開催や保健・医療・福祉関係者による協議の場（精神）の設置に向け検討することとしていますが、地域移行・定着の課題に取り組み、地域包括ケアシステムについての具体的議論はこれからです。

(3) 地域生活支援の充実

1) 基本的な考え方

障がいがある方等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で自立した生活を安心して送られるように障がいのある方等の生活を地域全体で支える核としての地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、相談支援機関との効果的な連携の確保やコーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援実績等を踏まえ運用状況の検証・検討が必要です。

2) 目標値の設定

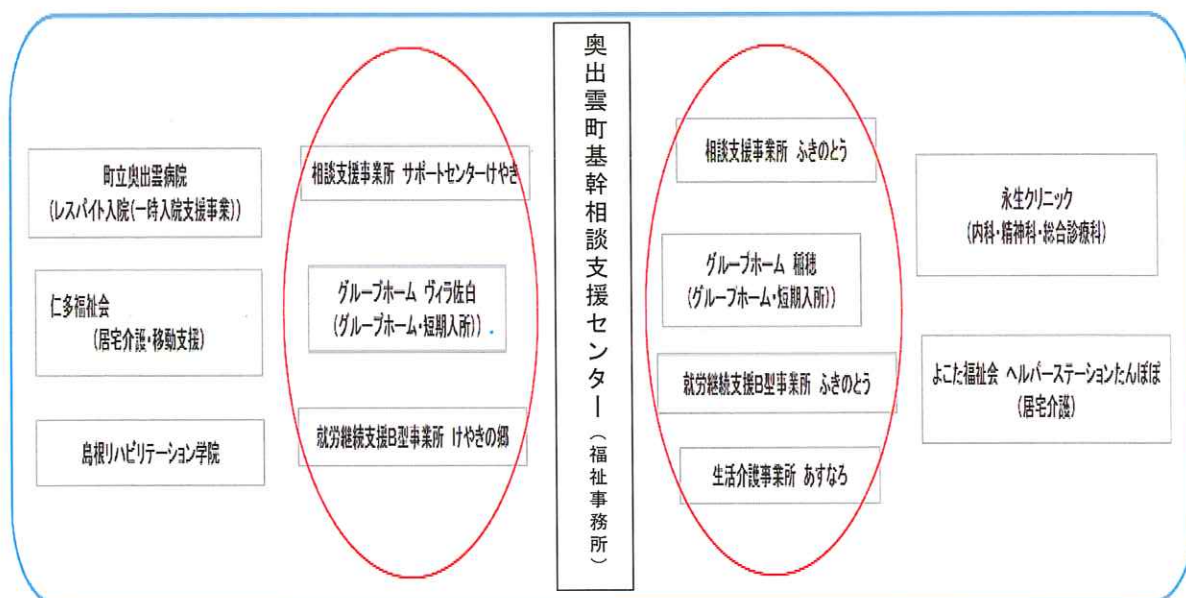
項目	目標	備考
R8 年度末の地域生活支援拠点数	2 カ所	
コーディネーターの配置人数	1 人	
検証及び検討の実施回数	年 1 回以上運用状況を検証、検討	年 1 回以上開催
強度行動障がいを有する者に関する支援ニーズの把握	有	
強度行動障がいを有する者に関する支援体制の整備	有	

3) 目標を達成するための取組

本町では、拠点としては少し広がりのある地域に点在しているものの、機能としては2カ所整備されているのでそこを有効に活用していきます。しかし、事業所の中には一部老朽化等もみられ、施設整備においては安定した運営が図られるよう支援していきます。

相談支援事業所、グループホーム、短期入所施設など各事業所と連携をとりながらサポートをしていく「面的整備」(地域生活支援拠点の整備だけではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備)と、そのコーディネートの役割をするのが福祉事務所に設置している「基幹相談支援センター」です。しかし、実際には基幹相談支援センターの機能が十分とは言えませんが具体的に地域生活支援拠点等が機能するように、相談支援員同士の連携を深め日々の円滑な支援や対応に努めています。

4) 奥出雲町の地域生活支援拠点等



(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

1) 基本的な考え方

国では、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業を言います。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めることとし、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本としています。また、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加を、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上、概ね1.28倍以上ととしています。

2) 目標値の設定

①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の増加

項目		数値	備考
一般就労移行者数	令和3年度末の一般就労移行者数	0人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	目標年度の年間一般就労移行者数	1人	令和8年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	割合	—%	

②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、B型事業を通じた一般就労への移行者数の増加

(1) 一般就労移行者(人)		(2) 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数		
R3	【目標値】 R8	5割以上の事業所数R8 (A:事業者数)	事業所総数 R8 (B:事業所数)	【目標値】 R8 A/B(%)
0	1	0	1	—

(3) 就労定着支援事の利用者(人)		(4) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合		
R3	【目標値】 R8	定着率7割以上の事業所数R8 (A:事業者数)	事業所総数 R8 (B:事業所数)	【目標値】 R8 A/B(%)
0	1	0	0	—

町内には就労定着支援事業所がありませんので目標の設定はしません。

3) 取組

相談支援事業や、障がい者就業・生活支援センター「アーチ」や「ハローワーク」など関係機関と連携のもと、町内企業への障がい者就労の機会の拡大を働きかけ、企業側への協力・支援を求め、啓発や障がい者雇用の促進に努めています。

継続して福祉就労の場を充実させ、「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」事業所の確保及び体制の充実を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのお子さんを育てた経験があり、一定の研修等を受けた保護者が「ペアレント・メンター」として、現在子育て中の保護者の話を聴いたり、自身の体験談を話したりすることで本人へのかかわり方などの相談をはじめ、家族の支援及び家族同士の支援等を行います。今後、ペアレント・メンター養成研修の受講促進に努めるとともに、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講を促進し支援者の人材確保、支援体制の整備に努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談体制の整備に努めます。また、相談支援事業者等は、障がいのある方等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関や関係機関との連携、強化を支援します。

地域における相談支援体制の検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各機能の強化・充実に向けた検討を行います。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある方が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。

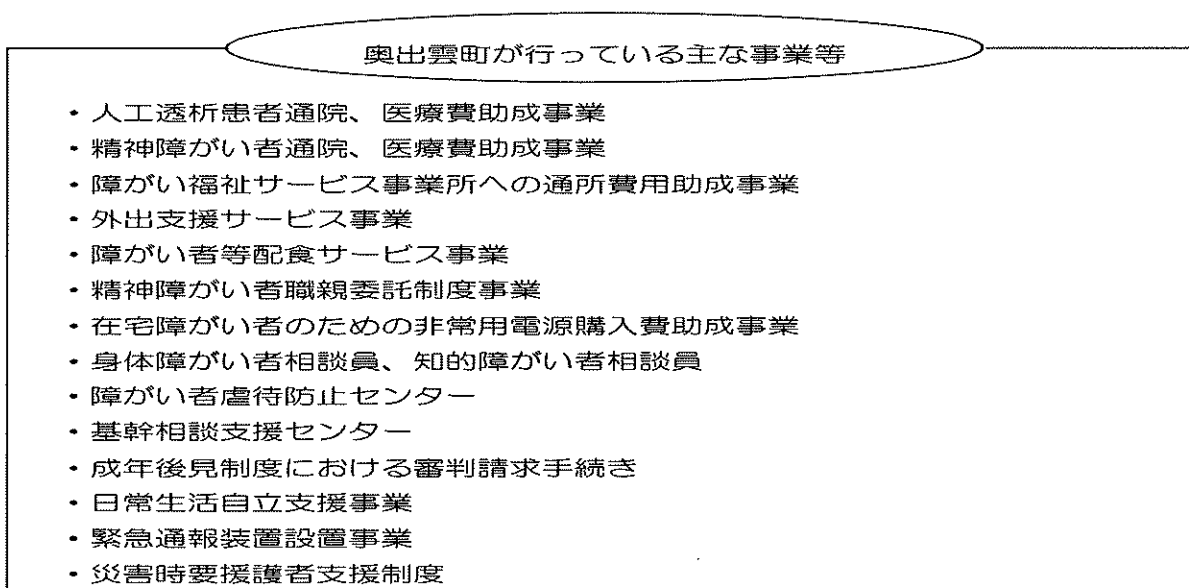
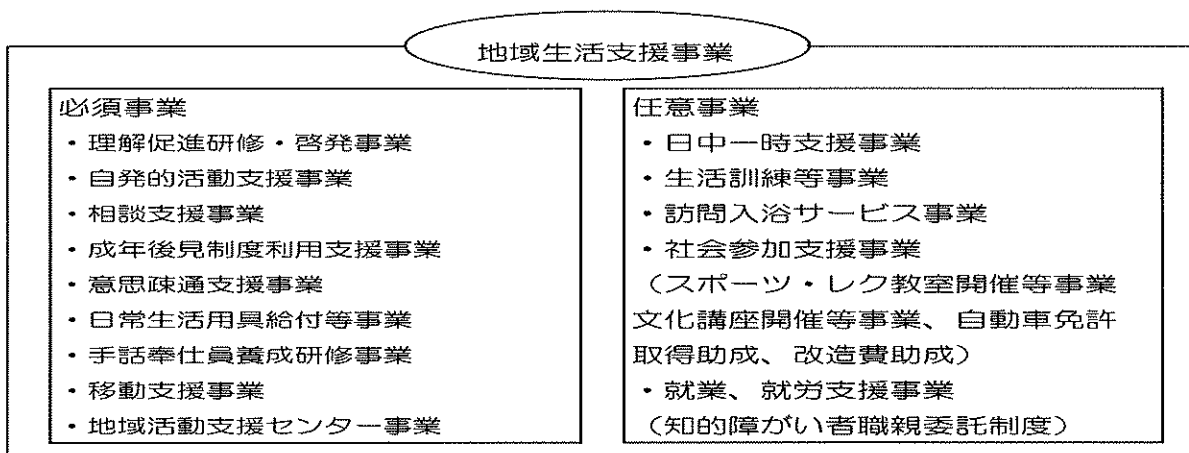
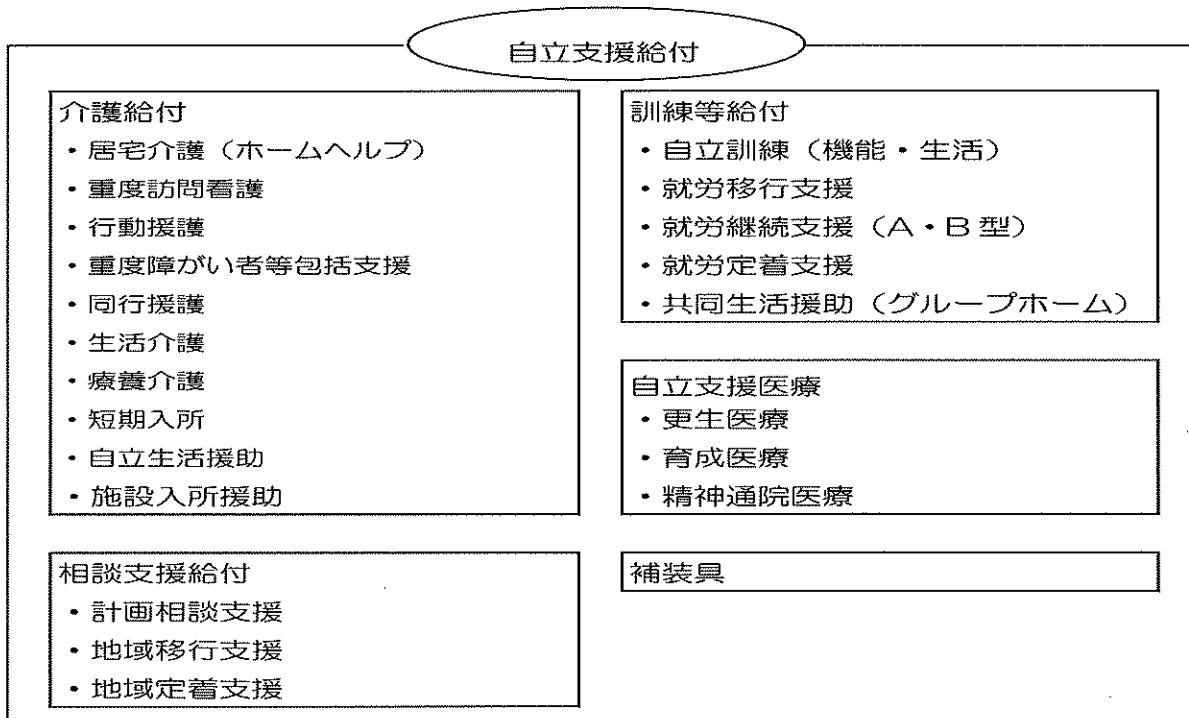
また、自立支援審査支払等システム等を活用し請求の過誤を無くすための取組をはじめ、事業所の適正な運営が図られるように努めます。

総合支援協議会を開催し、障害福祉サービス提供事業所の職員を対象とした研修会や部会を実施しサービスの質の向上につなげます。

(8) 障がい者総合支援法等に基づくサービス体系

「障害者総合支援法」に基づくサービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」、地域の実情に応じて自治体が独自に設定できる「生活支援事業」に大別できます。さらに「自立支援給付」は、介護のサービスを利用する場合の「介護給付」、訓練等のサービスを利用する場合の「訓練等給付」、心身の障がいの状態の軽減を図るために必要な医療費の軽減を行う「自立支援医療」、身体機能の補完や代替をし、長期間継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）である「補装具」の給付等に分けられます。「地域生活支援事業」は、国要綱を基にして地域の実情に応じて事業内容等の詳細を自治体が独自に設定することが出来ます。事業実施の有無については、実施が必要な「必須事業」（「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」等）と、任意に実施を決定できる「その他事業」（「日中一時支援事業」、「訪問入浴支援事業」等）に分けられます。

自立支援給付・地域生活支援事業・奥出雲町が行っている事業



2 障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする者に居宅において入浴、排泄、食事の介護や、外出時の移動支援等を総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている者に、行動する時に生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い障がい者に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより外出することが困難な者に、移動時において同行し、移動に必要な声かけや身体介助等を行います。

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

居宅介護等（※）	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	1	1	1	3	6	1	1	8

（※）居宅介護等には、居宅介護、重度訪問系介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護が含まれます。

②サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	140	145	150	90	90	90	100	100	100	時間
	15	16	17	10	10	10	13	13	13	人
実績	132	112	102	109	95	100	—	—	—	時間
	14	12	13	14	12	13	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

訪問系のサービスの利用量はほぼ変わっていません。しかし今後は施設入所等から地域移行が進むことや親の高齢化に伴う自宅での生活の支援の必要性から、利用は多少の増加を見込んでいます。

④見込量確保のための方策

必要なサービスが適切に利用できるよう相談支援事業を充実させます。また関係機関と連携してホームヘルパー等の人材の確保、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立支援訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立支援訓練(生活訓練)	知的・精神障がい者の生活能力向上等に必要な訓練等を行います。
就労移行支援	一般の事業所等で就労が可能と見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 A 型 (雇用契約あり)	一般企業等への就労が困難な障がい者(雇用契約に基づく就労が可能の方)に、就労の機会や生活の機会等を提供するとともに、訓練等を実行します。
就労継続支援 B 型 (雇用契約なし)	一般企業等への就労が困難な障がい者に、就労の機会や生活活動の機会等を提供するとともに、訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、企業や関係機関等との連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する障がい者への医療的ケアや介護等を提供します。
短期入所	介護者が病気等で不在の場合において、一時的入所による介護等を行います。

1) 生活介護

①サービスの現況(令和4年10月サービス提供実績)

生活介護	事業所数(カ所)				実利用者数(人)			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	1	3	13	17	16	14	14	44

在宅等から通所による利用者と施設入所中の方が施設内で利用される者と併せたもの

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	900	900	人日分
	53	53	53	48	48	48	48	48	48	人
実績	979	909	858	878	838	900	－	－	－	人日分
	53	50	49	49	44	48	－	－	－	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では「現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定する。」としています。

④見込量確保のための方策

今後も利用者のニーズを把握し、障がいのある方が地域社会で生活し、生きがいをもった生活が送られるよう利用の促進を図ります。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

自立訓練	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
機能訓練	0	0	0	0	0	0	0	0
生活訓練	0	0	1	1	0	0	1	1

②サービス量の計画と実績

機能訓練 人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	3	3	3	0	0	0	0	0	0	人日分
	1	1	1	0	0	0	0	0	0	人
実績	3	1	0	0	0	0	－	－	－	人日分
	1	1	0	0	0	0	－	－	－	人

(令和5年度：実績見込)

生活訓練

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	10	10	10	10	0	0	20	20	20	人日分
	1	1	1	0	0	0	1	1	1	人
実績	7	0	0	19	20	20	—	—	—	人日分
	1	0	0	1	1	1	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では下記のとおり定めています。

機能訓練・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定します。

生活訓練・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、生活訓練については入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定します。

④見込量確保のための方策

施設から地域生活に移行するための自立訓練など中間的なサービスを提供できるよう促進します。

3) 就労移行支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

就労移行支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	20	20	20	20	20	20	20	20	20	人日分
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人
実績	2	1	0	0	0	0	—	—	—	人日分
	1	1	0	0	0	0	—	—	—	人

③見込量の根拠

基本指針では、「現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち、地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。」としています。

令和8年度までの3年間に一般就労をめざす利用者を3人と見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

一般就労への移行ができるよう、圏域内の事業所と連携しながら支援していきます。

4) 就労継続支援 (A型・B型)

①サービスの現況 (令和4年10月サービス提供実績)

就労移行支援	事業所数 (力所)				実利用者数 (人)			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
A型事業所	0	1	1	2	0	3	1	4
B型事業所	2	4	7	13	53	4	7	64

②サービス量の計画と実績

$$\text{人日分} = \text{「月間の利用人数」} \times \text{「1人1か月当たりの平均利用日数」}$$

就労継続支援A型事業所

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	80	100	100	80	8	80	100	100	100	人日分
	4	5	5	4	4	4	5	5	5	人
実績	76	83	84	90	82	82	—	—	—	人日分
	4	4	4	4	4	4	—	—	—	人

就労継続支援B型事業所

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1,050	1,080	1,110	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	人日分
	70	72	74	60	60	60	64	64	64	人
実績	987	971	976	1,193	989	1,000	—	—	—	人日分
	60	60	61	74	62	60	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では下記のとおり定めています。

A型・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

B型・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。としています。

本町では利用ニーズ、特別支援学校を卒業する者などの状況を勘案し、一般就労が困難な者の就労の場として、就労継続支援B型事業所があります。

④見込量の確保のための方策

就労継続支援B型から雇用契約に基づく就労の機会を提供する就労継続A型へのサービス種別の移行を促進します。就労継続支援A型事業所については、引続き、町内での事業所の整備も見据えながら、圏域あるいは圏域外の事業所の利用を促進します。

就労継続支援B型事業所での仕事（工賃）確保に向け、関係機関に働きかけます。

5) 就労定着支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

就労定着支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

$$\text{人日分} = \text{「月間の利用人数」} \times \text{「1人1か月当たりの平均利用日数」}$$

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人日分
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	人
実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人日分
	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「障がい者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。」としています。

本町に事業所はなく実績もありますが、雲南市の「しゃぼん玉工房」で事業を行っています。今後はニーズがあると見込んでいます。

④見込量確保のための方策

障がいのある方のニーズを把握し必要に応じて利用につなげます。

6) 療養介護

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

療養介護	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	2	2	0	0	9	9

②サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	9	10	10	9	9	9	9	9	9	人
実績	9	9	9	9	9	9	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。」としています。

④見込量確保のための方策

医療と福祉の支援を必要とする者に、サービスを提供できるよう施設サービスの確保に努めます。

7) 短期入所（ショートステイ）

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

短期入所	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	2	0	0	2	6	0	0	6

②サービス量の計画と実績

福祉型

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	2	2	2	80	80	80	70	70	70	人日分
	1	1	1	11	11	11	7	7	7	人
実績	34	72	68	58	61	70	－	－	－	人日分
	4	9	9	6	6	7	－	－	－	人

医療型

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	2	2	2	0	0	0	0	0	0	人日分
	1	1	1	0	0	0	0	0	0	人
実績	0	0	0	0	0	0	－	－	－	人日分
	0	0	0	0	0	0	－	－	－	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では、「現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。」としています。

④見込量の確保のための方策

本人やその家族の緊急時等に受け入れができるようサービスの確保に努めます。また、本町には医療型のサービス事業所はありませんが、緊急時の受け入れについては検討していく必要があります。

(3) 居住支援系サービス

サービス名	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活支援を受けていた障がい者等が居宅における自立した日常生活を営むうえで様々な問題に対して、定期的な巡回相談や該当障がい者からの相談に応じ、必要な援助を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	利用者に対して夜間と土日等の時間を過ごす場所を提供し、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

1) 自立生活援助

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

自立生活 支援	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	0	0	0	1	1	1	0	0	0	人
実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。」としています。

④取組

必要に応じたサービスを実施します。

2) 共同生活援助（グループホーム）

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

共同生活 支援	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	2	3	7	12	13	8	11	32

②サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	33	33	33	30	32	34	34	34	34	人
実績	30	30	31	34	32	33	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。」としています。

地域移行が進むことや親の高齢化より、利用者は現在よりも増加することを見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

障がいのある方が地域社会で生きがいをもった生活が送られるよう利用の促進を図ります。また、施設整備など住まいの確保にも努めます。

3) 施設入所支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

施設入所支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	1	11	12	0	7	14	21

②サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	26	26	23	20	19	18	19	19	19	人
実績	24	23	22	22	21	20	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「令和4年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとし、令和8年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。」としています。

施設入所から地域生活への移行を進めるため、現状より1名少なくなると見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

今後、現在の利用者や新たな利用希望者についても、地域での在宅生活の移行の可能性を探ることを基本とし、施設入所では対応できない障がいの程度やニーズに応じて、本サービスの利用ができるよう支援します。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）地域移行支援・地域定着支援

サービス名	サービスの内容
相談支援	障がい者の自立した生活を支え課題の解決や適切なサービス利用のために、相談支援を実施するとともに、サービスの利用計画を作成し、定期的なモニタリングを実施します。
地域移行支援	障がい者施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者が地域生活に移行するための活動に関する相談とその支援を実施します。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らし移行した者で、地域生活が不安定な障がい者へ常時の連絡体制を確保し地域定着のための相談支援を実施します。

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

種類	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
計画相談支援	2	3	8	13	7	4	10	21
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

種類		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画相談支援	計画	17	17	17	20	20	20	20	20	20	人
	実績	19	20	19	22	23	18	—	—	—	人
地域移行支援	計画	2	2	2	1	1	1	1	1	1	人
	実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人
地域定着支援	計画	2	2	2	1	1	1	1	1	1	人
	実績	0	0	0	0	0	0	0	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では下記の通り定めています。

計画相談支援・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

地域移行支援・・・現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数の見込みを設定する。設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

地域定着支援・・・現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族の支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。としています。

現在、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者にサービス利用計画を立て、定期的にモニタリングを実施していますのでこのままの利用者数を見込んでいます。

地域移行支援と地域定着支援については施設入所者等の地域生活への移行を見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めるとともに、相談支援員を対象とした研修や支援会議を開催し資質の向上を図ります。

町内には地域移行支援、地域定着支援事業所はありませんが圏域内の事業所を利用するなど、障がいのある方のニーズを把握し必要に応じて利用につなげます。

(5) 就労移行支援及び就労継続支援事業から一般就労への移行

サービス名	サービスの内容
一般就労移行	就労を希望される65歳未満の障がいのある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、一般就労に必要な知識、能力を養うために、就労移行支援、就労継続支援のサービスを利用していた方が、適正に見合った職場へ就労、定着されることです。

①サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	2	2	6	2	2	4	1	1	1	人
実績	0	2	1	0	0	0	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

②見込量の根拠

年間1名ずつの一般就労移行者を見込んでいます。

③見込量の確保のための方策

相談支援事業所と連携し、就労に向けた段階的な相談支援の強化に努めます。

特別支援学校卒業者などで就労移行支援サービス、就労継続支援サービスを利用される方が年々増えてきていますので、一般就労へ向けてさらに支援を強化します。

一般就労を推進するために関係機関との連携を強化し、雇用に関する情報を提供することや雇用に対する理解と協力を得るよう町内企業等への啓発を図るなど、障がいのある方が安心して、ステップアップにチャレンジできる環境づくりを進めていきます。

(第3章の「1 (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進」で記載)

第4章 第3期障がい児福祉計画の数値目標及び障害福祉サービスと相談支援等の見込量及び確保のための方策

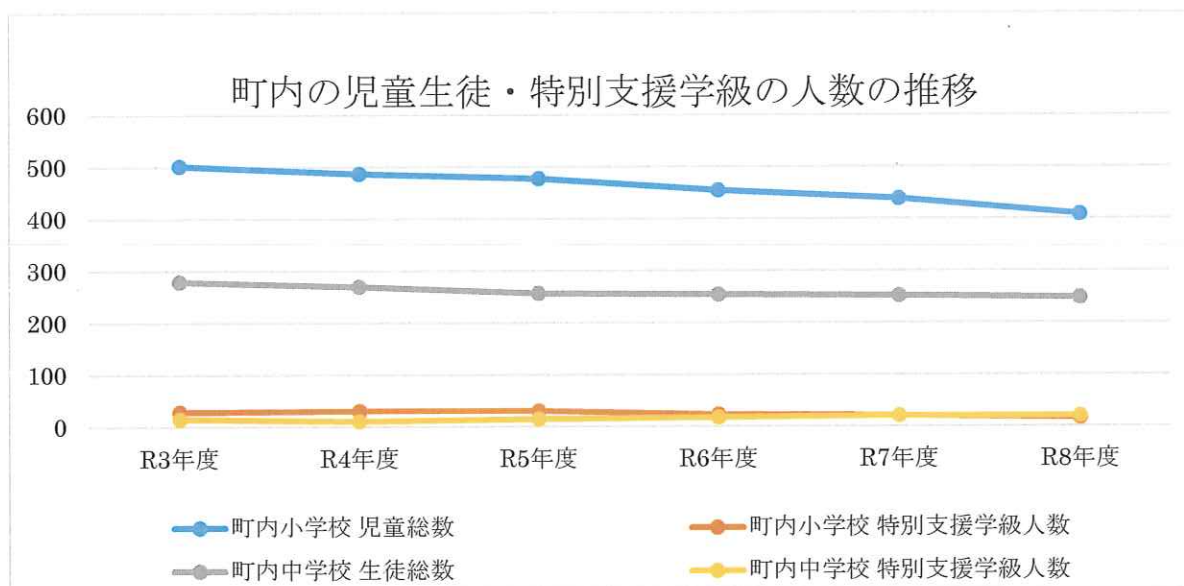
1 町内の児童・生徒数と特別支援学級の人数

町内の児童・生徒数は減少傾向ですが、特別支援学級の在籍者数は横ばい傾向です。

小学校卒業時は、中学校の特別支援学級に進む児童が多く、中学校卒業時には、特別支援学校の高等部に進学する生徒が多い傾向にあります。

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
小学校	児童総数	502	487	478	455	439	409	人
	特別支援学級人数	29	31	31	23	21	17	人
中学校	生徒総数	279	270	257	254	252	248	人
	特別支援学級人数	15	11	15	18	21	20	人

- ・令和3年度から令和5年度は各年度5月1日現在数
- ・令和6年度以降は見込数



(奥出雲町教育委員会調べ)

2 奥出雲町の障がい児への支援

奥出雲町の子ども支援体制 出産から切れ目のない子育て支援	
総合窓口	こども家庭支援課
妊娠前 妊娠期間 ～産後	乳幼児期（～5歳）
<p>妊産婦支援（産後ケア含む）産前産後訪問サポート事業</p> <p>妊娠相談・支援</p>	<p>母子保健 （乳幼児訪問、乳幼児健診） 就学時健診</p> <p>子育て支援（未就園児含む） （子育て相談、子ども家庭センター、地域子育て支援センター、ファミリーサポート、子育て短期支援、病児保育、一時預かり、延長保育、巡回教育相談、発達クリニック、児童発達支援、療育支援、保育所等訪問支援、相談支援、就学支援、通級指導教室、発達相談（5歳児相談、5歳アンケート）等）</p>
	<p>通級指導教室、特別支援学級、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター等</p> <p>こどもの居場所（放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、日中一時支援事業、生活困窮者学習支援事業等）</p> <p>不登校（おんせんキャンパス、送迎サービス、社会福祉協議会リリース「えん」等）</p>
	<p>こどもの安全（事故防止、災害共済給付等）</p>
	<p>困難な状況にあるこども支援（児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障がい児、高校中退等）</p>
	<p>金銭的なサポート（出産・子育て応援交付金、奥出雲まちごと子育て応援金、乳幼児・児童生徒等医療費助成事業、新生児聴覚検査費助成、難聴児補聴器購入費助成、保育料無償化、就学援助費の支給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等）</p>
	<p>支援の協議の場（子育てサポート会議、奥出雲町要保護児童対策地域協議会、雲南圏域総合支援協議、子ども子育て会議、奥出雲町特別支援連携協議会、教育支援委員会、教育相談、生活困窮者自立支援制度庁内連絡会議等）</p>
周産期医療	こどもに対する医療

3 障がい児支援の提供体制の整備等

1) 基本的な考え方

障がい児を対象としたサービスを行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要となります。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援の充実を図るとともに、地域の支援体制の構築を図ります。

2) 目標値の設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センター	1 箇所	体制を整備 総合支援協議会で協議
保育所等訪問支援	1 箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	—	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	—	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	保健所で行われる会議への 参画ケース毎に関係者協議
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	県、圏域、市町の関係者による協議の場を設置しコーディネーターを配置する。

サービス名	サービスの内容
児童発達支援センター	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。児童発達支援センターでは、関係機関等と連携を図りながら障がい児およびその家族に対して保育所等訪問支援や障害児相談支援等を実施し重層的に支援するとともに、児童発達支援事業と支援方法を共有し事業への支援を行うなど地域の中核的な療育支援施設の性格を有しています。
保育所等訪問支援	保育所等訪問支援は、専門的な支援の技術を有する者が保育所等に訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し障がい児が集団生活に適應することができるよう身体や精神の状況、そのおかれている環境に応じて適切かつ効果的に支援を行うサービスです。

(1) 児童発達支援センター（主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を含む）に関しては、同等の機能を有する体制に向けて調査を進めていきます。

①見込み量の根拠

基本指針では、「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。」としています。

また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については「重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。」としています。

町内の就学前のほとんどの乳幼児は幼稚園に通園しています。現場の保育士等から、発達の個人差なのか個別の支援が必要なのかの気づきの難しさもあり、適切な指導方法など、保育士等に対する専門的な支援が求められています。また、障がい児を養育する保護者へのフォローアップも必要です。こうしたことから、専門の人材を確保し発達支援センターを設置する必要性は高まっています。

②確保のための方策

第2期では令和5年度末までに単独または圏域で設置を見込んでいましたが現在のところ未設置です。町内でのサービス提供が可能となるよう、関係機関と連携し令和8年度末までの実現に向け取り組みを進めます。

(2) 保育所等訪問支援の利用できる体制の構築

①確保のための方策

指針では、すべての市町村に、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本町でも利用者はありますが、町内に事業所がないため、圏域の事業所を利用せざるを得ない状況となっています。児童発達支援事業実施に合わせ保育所等訪問支援のサービスを提供できる事業所を町内に開設できるよう関係機関と連携し令和8年度末までの実現に向け取り組みを進めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

①サービスの内容

重い病気を抱えた児童の中には、学校や施設（日中一時支援事業所、短期入所事業所など）など受け入れが困難なケースがあります。保健所、庁舎内の関

係課、医療機関等関係機関との連携を図り、重症心身障がい児等医療的ケアが必要な児童について、一人ひとりのライフステージに応じた支援について検討しています。

②確保のための方策

基本指針では、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに各圏域及び各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。」としています。

本町では個別の事案ごとに関係機関が集まって話し合う支援者会議を随時開催して対応しています。また、仕組みづくりを協議する場として雲南圏域障がい者総合支援協議会を設置しています。

4 障がい児支援サービス

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所をつくります。
居宅訪問型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、必要な治療を行いながら日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供します。
障がい児相談支援	障がい児が障害児通所支援サービスを利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

(1) 児童発達支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

児童発達支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	1	0	1	6	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1	1	1	7	7	7	15	21	27	人日分
	1	1	1	3	3	3	5	7	9	人
実績	1	5	9	11	14	14	—	—	—	人日分
	1	2	4	4	5	5	—	—	—	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。」としています。

本町では就学前の乳幼児については、ほとんどが幼稚園に通園しています。サービスの提供量の確保に努めます。

④見込量確保のための方策

保育、保健、医療、各関係機関と連携しながら、対象児童を把握するとともに、サービスについて情報提供を行い利用につなげます。今後も、圏域内の事業所の利用を進めるとともに、令和8年度末までに町内でサービスを提供できるよう開設に向けて関係機関で調査、協議を行います。

(2) 医療型児童発達支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

医療型児童発達支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	人日分
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	人
実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人日分
	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。」としています。

現在、利用できる事業所がないため、見込んでいません。

④取組

今後は利用ニーズを調査しながら、必要な時に対応できるよう、県内の関係機関等と提供体制について協議をしていきます。

(3) 放課後等デイサービス

①サービスの現況 (令和4年10月サービス提供実績)

放課後等 デイサー ビス	事業所数 (カ所)				実利用者数 (人)			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1	1	1	1	1	1	16	16	16	人日分
	1	1	1	1	1	1	4	4	4	人
実績	0	0	1	2	1	12	—	—	—	人日分
	0	0	1	1	1	3	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。」としています。

また、「重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。」としています。

本町では、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所のニーズは年々増加傾向にあります。土・日の利用も可能になった事業所や令和5年度より雲南市の事業所で新たにサービスが始まったことにより利用者が増え、今後もサービスの利用も増加すると見込んでいます。

④見込量確保のための方策

町内での事業所がないため、地域生活支援事業の日中一時支援事業を利用しています。雲南圏域の事業所の利用を進めるなどサービス提供の確保に努めるとともに、町内での利用を求める保護者の要望も多くあるため、令和6年度より放課後児童クラブの利用ができるように職員の配置を整備する等保護者の負担軽減につながる体制づくりを進めます。

(4) 保育所等訪問支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

保育所等 訪問支援	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分 = 「月間の利用人数」 × 「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1	1	1	1	1	1	2	4	4	人日分
	1	1	1	1	1	1	2	2	2	人
実績	2	1	1	1	1	1	—	—	—	人日分
	1	1	1	1	1	2	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。」としています。

また、基本指針では、「障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。」としています。

④見込量確保のための方策

保育、保健、医療、各関係機関と連携し対象児童のニーズや必要に応じてサービスの情報提供を行います。また、現在、町内では事業所がないため、雲南市内の「さくら教室」、出雲市内の「わっこ」などの利用を引き続き進めていきます。

障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援を受け、日常保育活動に生かしていけるよう、幼稚園、学校等にも働きかけます。また、障がいのある子を養育する保護者へのフォローアップや専門の人材を確保し令和8年度末までに町内で訪問支援を行っていく体制の整備に努めます。

（5）居宅訪問型児童発達支援

①サービスの現況（令和4年10月サービス提供実績）

居宅訪問型児童発達支援	事業所数（カ所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	0	0	0	0	0	0

②サービス量の計画と実績

人日分＝「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	人日分
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	人
実績	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人日分
	0	0	0	0	0	0	—	—	—	人

③見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。」としています。

現在、利用できる事業所がないため、見込んでいません。

④取組

今後は利用ニーズを調査しながら、必要な時に対応できるよう、県内の関係機関等と提供体制について協議をしていきます。

5 障害児相談支援

①サービス量の計画と実績

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
計画	1	1	1	1	1	1	1	5	5	人
実績	1	1	1	2	1	1	—	—	—	人

(令和5年度：実績見込)

②見込量の根拠

基本指針では、「地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。」としています。

本町では、地域生活支援事業の中で事業所の委託事業として相談支援を行っています。そのため障害児相談支援事業としての利用は少ないですがサービス体制、整備を見据え増加すると見込んでいます。

③見込量の確保のための方策

障がいのある児童とその家族への支援が適切に行われるよう、相談支援事業所と連携を図りながら、より身近で利用しやすい相談支援体制を整備します。

障害児相談支援は、保護者のニーズを汲み取り、幼稚園や学校などの関係機関との連携など相談支援従事者としての専門性が問われることから、相談支援従事者の資質の向上を目指します。

第5章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業の目的

障がいのある方がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的かつ効果的に実施し障がいのある方等の福祉の増進を図ります。

2 事業の種類ごとの見込量及び実施に関する事項

(1) 相談支援事業

障がいのある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

①サービスの現況（令和4年度実績）

相談支援事業 (委託分)	事業所数(カ所)				実利用者延べ数(人)		
	奥出雲町	圏域内	その他	計	障がい者	障がい児	計
	2	1	0	3	1,336	50	1,386

方法	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	209	831	161	600	49	33	144	5	2,032

内容	福祉サービス利用等に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係人間関係に関する支援
件数	618	284	709	753	25	443

家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
144	603	173	48	12	75	3,887

②サービス量の見込

区分	実施方法	R5	R6	R7	R8	備考
相談支援事業	町内	2	2	2	2	カ所
	圏域内	1	1	1	1	カ所
総合支援協議会	圏域	1	1	1	1	カ所
基幹相談支援センター	直営	1	1	1	1	カ所
市町村相談支援機能強化事業	圏域	実施	実施	実施	実施	

③見込量の根拠

相談支援事業所の体制は現行のままです。

④見込量の確保のための方策

身近な地域で相談支援が受けられるよう、広報等を通じ周知を図り、本事業の利用促進に努めます。

相談支援専門員の資質向上を図るため研修会や支援会議を行い、専門的な相談や困難事例への対応を速やかに行うため、各相談支援事業所や関係機関の相談窓口との連携体制を整えます。

総合支援協議会での情報交換により、情報の共有に努めます。また、町内の2事業所を含めたケース会議や事例検討会を年3回行うことで増加する精神疾患などの多様化する問題に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2) 成年後見制度支援事業

成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいのある方、または精神障がいのある方に成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

①サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	実施方法
成年後見制度利用支援事業(件)	1	2	2	2	町への申請により実施

②見込量の根拠

利用者数としての実績はありませんが、相談の件数は増えており今後は利用者数が増加していくことを見込んでいます。

③見込量の確保のための方策

アンケートでは、成年後見制度を「知っている35%」「知らない58%」という結果でした。制度についてまだまだ理解されていないことから、ホームページ等で情報発信を行います。

また、公民館、民生委員の研修会等を通し制度の周知、理解を深めます。

成年後見制度の利用に係る費用を成年後見人、保佐人、補助人に支払う報酬を助成することにより、被後見人等の経済的負担を軽減し、後見人等による身上監護、財産管理等の適切な援助を受けることができるよう支援します。

(3) 意思疎通支援事業

①サービスの内容

聴覚、言語、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、円滑な意思疎通が図られるよう支援します。

②サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
利用見込者数（実人数）	3	4	4	4	人
提供機関の設置数	1	1	1	1	力所

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

広報や啓発を通じて利用者数が増加していくことを見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

1市2町で実施しており、円滑に実施されるよう、手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員等派遣事業を実施します。

意思疎通（コミュニケーション）支援に関する事業の普及啓発に努めます。

（4）日常生活用具給付等事業

障がいのある方等に対し、日常生活の便宜を図るため、介護や訓練用の日常生活用具の給付をします。また、住宅の段差解消など住環境の改善を行う際、居宅生活動作補助用具の購入費や改修工事費の一部を給付します。

①サービスの現況（令和4年度実績）

種目		件数
介護・訓練支援用具		2
自立生活支援用具	入浴補助用具	1
	頭部保護帽	0
	電磁調理器	0
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器	0
	ネブライザー（吸引器）	1
	盲人用体重計	0
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	1
	視覚障害者用時計	1
	人口喉頭	1
排泄管理支援用具（実件数）	ストマ装具	308
	紙おむつ等	35
居宅生活動作補助用具	住宅改修費	0
計		37

②サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、移動用リフト等)	2	2	2	2	件
自立生活支援用具 (入浴補助用具、歩行支援用具等)	2	2	2	2	件
在宅療養等支援用具 (透析液加温器、電気式たん吸引器等)	2	2	2	2	件
情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器、情報受信装置等)	2	2	2	2	件
排泄管理支援用具 (ストマ装具、紙おむつ等)	26	26	26	26	実利用人数
	350	350	350	350	1か月分を1件としてカウント
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	1	1	1	件

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

利用者の希望に応じ、提供量の確保に努めます。

④見込量の確保のための方策

利用希望者の把握に努め、毎年予算の精査により、障がいの特性に合わせた、適切な日常生活用具の給付を行います。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方等に対して、個別又は集団での外出支援や圏域内の施設サービスを利用する方への送迎サービスを行います。

移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度の障がいのある方については、行動援護等の介護給付でも対応しています。

①サービスの現況(令和4年度実績)

移動支援事業	事業所数(カ所)				実利用者数(人)			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	1	1	0	2	7	2	0	9

②サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
利用見込者数(実人数)	10	11	12	13	人
年間利用時間数(延べ)	380	420	460	500	時間

(令和5年度：実績見込)

③見込量の根拠

障がいのある方の移動ニーズに応えるため移動支援事業は非常に重要です。今後、ますます外出等のニーズが増えることから、利用者数が増加することを見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

ガイドヘルパー等による移動援助により、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等に積極的に社会参加できるよう外出のための整備を継続していきます。

また、利用者のニーズや障がいの特性などに合わせ、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

(6) 地域活動支援センター

基礎的事業

障がいのある方等に創作的活動又は生産活動の機会の提供、適切な指導、助言又は社会との交流の促進等を行います。(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型共通)

機能強化事業

1) Ⅰ型事業・・・専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療や福祉及び地域の社会的基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。

2) Ⅱ型事業・・・地域において雇用や就労が困難な在宅障がいのある方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。

3) Ⅲ型事業・・・基礎的事業のみ行います。

①サービスの現況(令和4年度実績)

移域活動 支援セン ター事業 Ⅱ型	事業所数(カ所)				実利用者数(人)			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	0	0	1	1	0	0	1	1

②サービス量の見込

区分	実施事業所	R5	R6	R7	R8	備考
Ⅰ型事業 (機能強化事業)	パレット (雲南市三刀屋)	1	1	1	1	カ所
Ⅱ型事業 (機能強化事業)	千鳥福祉会 (松江市)	1	1	1	1	カ所
Ⅲ型事業	(なし)	0	0	0	0	カ所

(令和5年度:実績見込)

③見込量の根拠

2事業所の利用を見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

今後もⅠ型を「雲南広域福祉会」、Ⅱ型を「千鳥福祉会」に委託し実施します。
また、利用希望に応じた事業所に委託することも検討します。

(7) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行うことにより、その家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

①サービスの現況（令和4年度実績）

日中一時支援	事業所数（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	1	2	1	4	3	2	1	6

②サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
事業実施見込力所	4	5	5	5	力所
利用見込者数（実人数）	8	10	10	10	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

障がい児の夏休み等の日中活動に対するニーズがあることから利用者数の増加を見込んでいます。

④見込量の確保のための方策

日中一時支援事業が必要な障がいのある人や児童の把握に努めるとともに、サービス提供事業者に働きかけ、必要なサービス量の確保に努めます。
今後も引き続き、町内外の事業所と連携を図りながらサービスを提供します。

(8) 知的障がい者職親委託制度事業

知的障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等（職親）に預け、生活指導、および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な能力や経験を得るとともに、雇用の促進と職場における定着を高め知的障がいのある方の福祉の向上を図ります。

①サービスの現況（令和4年度実績）

職親委託 制度事業	職親（力所）				実利用者数（人）			
	奥出雲町	圏域内	その他	計	奥出雲町	圏域内	その他	計
	1	1	1	3	1	1	1	3

②サービス量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
職親数	3	3	3	3	人
利用見込者数（実人数）	3	3	3	3	人

（令和5年度：実績見込）

③見込量の根拠

職親となる人を増やすために、職親となっていたただける方に働きかけ障がいのある方の就労支援に努めます。

④取組

希望に応じた利用ができるよう障がいのある方等へ就労相談員による相談や周知を行うことで利用促進を図ります。

（9）生活支援事業

生活の質的向上を図るため、日常生活上必要な訓練や生活指導等及び当事者団体の活動支援等を行います。

「雲南高次脳機能障がい者家族会」「パーキンソン病患者家族会つばさの会」「サークル雲南」「雲南広域福祉会」「松江にゅーよーく」に事業委託を行い、実施しています。

①具体的な内容

- ・パソコン教室 125時間／年（身体障がい年79時間、精神障がい年46時間）
- ・芸術文化講座開催等7回／年
- ・当事者団体活動支援6団体
- ・訪問入浴サービス 利用者数 1人（年48回）

1市2町で各団体等と連携しながら、ニーズに応じ事業内容を検討しています。

（10）社会参加促進事業

1）スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

①障がいのある方の体力向上や交流の促進を図り、障がい者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会を開催します。

②具体的な内容

- ・スポーツ大会 1回／年、雲南広域福祉会（パレット）
- ・スポーツ大会 1回／年、雲南障がい者スポーツ協会
- ・グラウンドゴルフ事業 1回／年、雲南障がい者スポーツ協会
- ・ニュースポーツ大会 1回／年、雲南障がい者スポーツ協会
- ・スポーツ教室 1回／年、けやきの郷

1市2町で各団体等と連携しながら、ニーズに応じ事業内容を検討しています。
この事業以外にもスポーツやレクリエーションが事業所等で実施されているので、周知、広報に協力します。

2) 手話奉仕員養成研修事業

①事業の内容

手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の養成研修を行います。

②事業量の見込

区分	R5	R6	R7	R8	備考
養成講習修了見込者数 (登録者数)	12	12	14	14	人

(令和5年度：見込)

③取組

手話奉仕員養成研修は1年目入門講座、2年目基礎講座の2年間の受講で修了となります。令和4年度から令和5年度の2年間で2人修了すると見込んでいます。不足が生じないように人材確保のため手話のできる方、手話奉仕員の養成を1市2町で進めます。

3) 障がい者自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方の就労等社会活動への参加を促進することを目的として、障がいのある方に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。障がい等級を持つ身体障がいの方と知的障がいの方を対象としています。

①取組

必要とされる方が利用できるよう制度の周知を行い利用の促進を図ります。

4) 身体障がい者用自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方の社会復帰の促進を図り、自立した生活を送れるよう、自らが所有し運転する自動車を改造する際に、改造に要する経費の一部を助成します。

①取組

必要とされる者が利用できるよう制度の周知を行い利用の促進を図ります。

第6章 その他の事業の実施内容

1 補装具費支給事業

身体に障がいのある方が失われた身体機能を補うための補装具を購入、修理する際の費用を支給する事業です。

必要な費用と支給上限額を比較して低い方の額の9割を支給します。1割の自己負担額を基本に所得に応じた自己負担があり、それ以外の経費を支給しません。

給付一覧（令和4年度実績）

補装具名	交付	修理
体幹装具	0	1
足底装具	2	1
短下肢装具	3	1
車椅子	1	12
眼鏡	2	0
補聴器	6	5
座位保持装置	0	1
補高装具	0	0
背屈装具	0	0
義手	0	0
計	14	21

2 障害者自立支援医療

身体上の障がいを軽くしたり取り除いたりし、自立した生活を送るために必要な医療費の一部を助成する事業です。

町が行う事業としては、自立支援医療のうち「更生医療」と「育成医療」です。（「精神通院医療」は県が実施します。）

令和5年3月末時点での人数は下記のとおりです。

区分	内容
更生医療	18歳以上の身体障がい者の障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復、改善することを目的として行われる医療をいいます。
支給決定者数	じん臓機能障がい（37名）、心臓機能障がい（2名）
育成医療	18歳未満の身体障がい者の障がいを軽減して日常生活能力、職業能力を回復、改善することを目的として行われる医療をいいます。
支給決定者数	音声・言語・そしゃく機能障がい（0名）
精神通院医療	精神疾患により、通院による精神医療を継続的に必要とする者に対して、医療費の一部を助成します。
支給決定者数	277名

いずれも、原則医療費の1割が自己負担額ですが、所得に応じた負担上限額が定められています。

3 交通費や医療費の助成 (町単独事業)

令和5年3月末時点での助成内容と実績は下記のとおりです。

(1) 人工透析患者通院・医療費助成制度

対象者	じん臓機能障がいにより身体障害者手帳を所持し通院により人工透析を受けている方
内容	ア) 医療費助成 医療機関に支払った額の4分の3の額 イ) 通院費助成 町外の指定医療機関に通院している方の交通方法に応じて2分の1の額 [通院費の計算：基準額×2(往復)×通院日数÷2] (基準額) 自家用車の場合・・・自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額。 JRの場合・・・自宅最寄り駅から医療機関最寄り駅までのJR運賃
実績	支給決定者数・・・32名

(2) 精神障がい者通院・医療費助成制度

対象者	障害者総合支援法第58条に規定する自立支援医療(精神通院医療)を受けている方
内容	ア) 医療費助成 医療機関に支払った額の4分の3の額 イ) 通院費助成 町外の指定医療機関に通院している方の交通方法に応じて2分の1の額 [通院費の計算：基準額×2(往復)×通院日数÷2] (基準額) 自家用車の場合・・・自宅又は自宅最寄り駅から医療機関までの近い方の距離に基本額を乗じた金額。 JRの場合・・・自宅最寄り駅から医療機関最寄り駅までのJR運賃
実績	支給決定者数・・・207名

(3) 障害福祉サービス事業所への通所費用助成事業

対象者	奥出雲町に住所を有する方で、バス、鉄道、自家用車を利用し、事業所へ継続的に通所している者（月5日以上に通所に限る）
内容	バス 運賃、定期券、回数券の購入費 鉄道 運賃、定期券、回数券の購入費（自宅最寄り駅から事業所最寄り駅までの区間） 自家用車 自宅から事業所までの距離に応じて算出した基本額（通所日数分）
助成額	本人及び配偶者が市町村民税課税の場合・・・対象経費の10分の9の額 本人及び配偶者が市町村民税非課税の場合・・・対象経費の全額
実績	支給決定者数・・・23名

(4) 外出支援サービス事業

対象者	身体障害者手帳の1級または2級を所持している者又は、要介護度4または5の認定を受けている者で一般の交通機関の利用が困難な者又は、身体障害者手帳所持者で1級または2級の重度の視覚障がいのある者
内容(1)	1年60,000円（年度途中から利用する方は当該申請月から年度末までの月数に5,000円を乗じた額）のタクシー利用料を給付する。 （医療機関への通院、施設への通所や入所、公的機関での手続き等に関する外出の際に利用可能）
事業所	町内 簸上タクシー、あいタクシー、たたらタクシー（視覚障がいの方のみ対応） 町外 かごや、きらり、たけだ（雲南市） 谷本ハイヤー、チェリーサポート（出雲市） 日本交通（松江）
内容(2)	福祉車両による外出を支援する。（無料） （医療機関への通院、施設への通所や入所、公的機関での手続き等に関する外出の際に利用可能）
事業所	奥出雲病院（R5、3月まで） NPO法人ともに（R5、4月から）
実績	支給決定者数・・・47名（内訳：重度38名、視覚9名）

4 障がい者等配食サービス事業（町単独事業）

令和5年3月末時点での利用者は下記のとおりです。

対象者	1. 町内に住所を有する18歳以上65歳未満の調理が困難な障がい者であって、同一世帯に調理ができる者がいない者 2. 同一世帯で当該障がい者が養育する18歳未満の児童
内容	平日の昼食・夕食のみ（土・日・祝日・12月28日～1月4日は休止）弁当を配達
利用料	1食あたり：住民税 課税世帯・・・752円 非課税世帯・・・451円
実績	支給決定者数・・・4名

5 精神障がい者職親委託制度事業（町単独事業）

精神障がいのある方の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等（職親）に預け、生活指導、および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な能力や経験を得るとともに、雇用の促進と職場における定着を高め精神障がいのある方の福祉の向上を図ります。

【実績】職親はありますが、令和4年度の利用はありませんでした。

6 非常用電源確保対策事業

町内に在住の在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用する重症心身障がい児・者および難病患者に対し、発電機の購入費に対する助成を行うことにより、災害時などの停電の際の電源を確保し、生命の危険から回避することを目的としています。

平成26年度から県の単独事業として、県内各保健所に非常用電源を配置し、あらかじめ登録した方に対し、非常時に貸与する事業を行っています。雲南保健所に3台配置しています。

また、この事業とは別に、令和2年度より県の単独事業として、市町村に非常用電源を配置し、非常時に必要な方に貸し出しをする事業があります。奥出雲町にも1台配置し非常時に備えています。

第7章 障がい関係団体活動の推進

1 当事者組織

①現状と課題

会員の高齢化と新規加入者の減少が課題です。町外では「雲南ひまわりクラブ」「サークル雲南」「つばさの会」がそれぞれ会員同士の交流を図る活動等を行っています。「サークル雲南」は当事者の孤立の解消やボランティア活動を通じて仲間の輪を広げ社会参加の推進と充実を図っています。

また、ボランティア活動後には、地元の当事者と交流の場をもち当事者同士の理解促進にもつながっています。コロナ前の行事活動が再開できるようにしています。

当事者団体が盛んに設立された当時からは障がいのある方に関する法律も整備されサービスも充実してきているため、原点に立ち返り当事者団体の活動の目的や意義、また会員を確保しなければならない理由について改めて協議する場が必要です。

②今後の取組

各組織の現状を把握し必要な支援を行います。窓口等で対象の方に情報の提供を行い加入促進に努めます。また、それぞれの家族会と交流の場をもつことが必要です。

2 家族会

①現状と課題

町内には「精神障がい者家族会」「手をつなぐ育成会」「にこにこ保護者の会」があり、それぞれの家族会が単独で活動を行っており、一部は雲南圏域でも組織化を行い広範囲での活動を実施してきましたが、「手をつなぐ育成会」は、当初の目的の達成や会員数の減少のため令和5年末に解散しました。

令和4年度末「精神障がい者家族会」の会員数は8名、「手をつなぐ育成会」は15名です。「精神障がい者家族会」では、定期的に家族会サロンを開催し悩みの共有や情報交換をすることで支え合いの場となり不安の解消や励みにつながっています。しかし、当事者団体と同様、活動の目的や意義について協議する場が必要です。

「にこにこ保護者の会」は、小中学生の児童の保護者25名の会員で結成されており、定期的にサロンを開催し家族同士の交流を図っています。しかし、他の家族会との交流はなく、今後は既存の家族会との交流の場をもつことが将来の見通しや悩みについての早期解決に必要です。また、令和5年度には福祉サービスや相談支援の希望等についてアンケート調査を実施し保護者のニーズや課題を把握することができました。アンケート結果から福祉サービスの充実が求められています。

②今後の取組

各組織の現状を把握し必要な支援を行います。窓口等で対象の方に情報の提供を行い加入促進に努めます。また、家族会サロンを継続して支援します。

アンケート結果から要望として進学就職等、将来の生活について相談できる場、町内

での療育を行う施設を望む声が多く、今後、総合支援協議会地域部会や関係機関と協議を行い町内でサービスを受けることができる体制、整備を進めていきます。

3 ボランティア団体

①現状と課題

町内の障がいのある方を支援するボランティア団体として、音訳ボランティアの「ひびき奥出雲」や「声のおたより奥出雲」公民館活動の「手話サークル」などがあり、1市2町では「手話サークルふたば」が雲南圏域聴覚障がい者団体「雲南市聴覚者協会」とともに活動しています。

各活動の明確化や幅広く知ってもらう事が不足しています。社会福祉協議会が実施していた視覚障がい者に対する音訳テープ配布「声のおたより奥出雲」は、令和4年度をもって終了しました。

本町に限らず雲南圏域においても、身体障がい者に対するボランティア活動は積極的に行われていますが、精神、知的、発達等へのボランティア活動は少数であるため、今後はその育成等が課題です。

②今後の取組

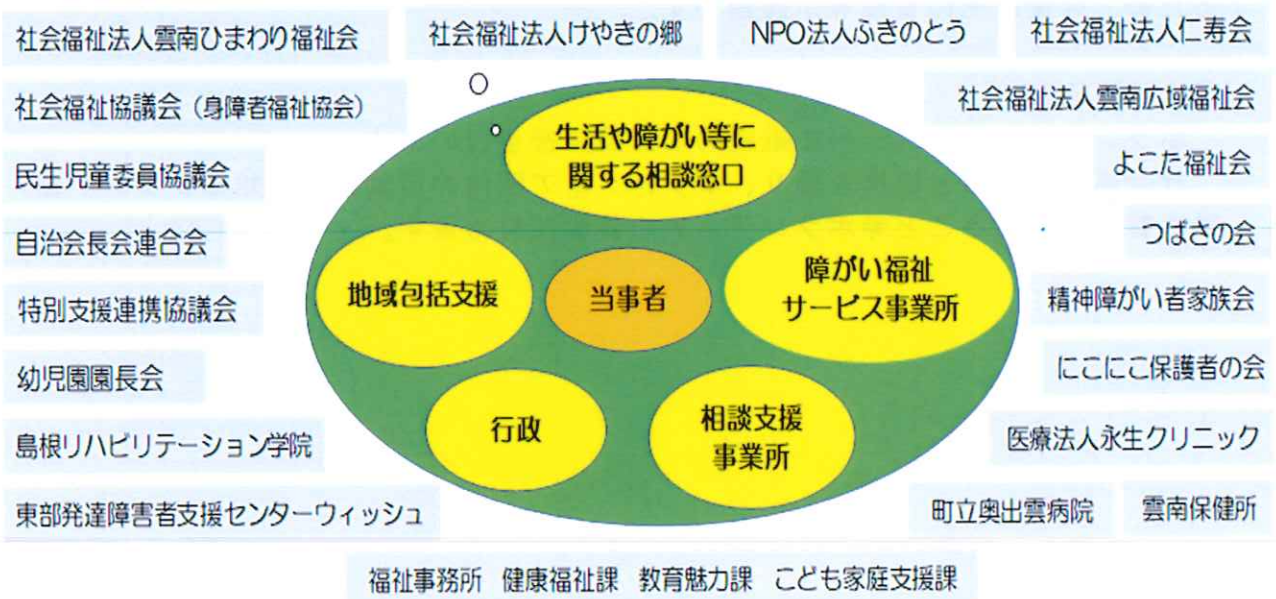
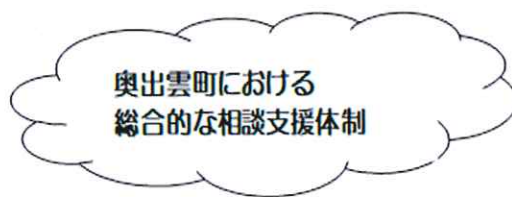
ボランティアセンターへの継続的な活動支援を行います。

社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア団体の活動紹介やボランティア活動を普及啓発すること等ボランティアの養成に努めます。

第8章 施策の推進における重点項目と実施のための取組

1 重点項目

- | | |
|----------------------------|------------------|
| (1) 障がい者総合支援協議会の運営 | (6) 障がい児支援 |
| (2) 啓発・広報による情報提供の充実 | (7) 権利擁護の推進と虐待防止 |
| (3) 相談支援体制の充実 | (8) 防災体制の充実 |
| (4) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行支援 | (9) 地域における差別の解消 |
| (5) 障がい者への就労支援 | (10) 広域的事業の実施 |



2 重点項目実施のための取組

(1) 総合支援協議会の運営

①現状と課題

雲南圏域障がい者総合支援協議会は、相談支援事業をはじめとする雲南圏域の障がい福祉に関するシステム及び社会資源の開発に中核的な役割を果たす協議の場として設置されています。また、この協議会には奥出雲町の課題について検討する場として、奥出雲町地域部会を設置しています。令和4年度からは地域部会の下部組織として子ども部会を設立し各関係機関が相互に協力できる支援の構築に向け協議を重ねています。

子ども部会の中で障がい児福祉サービスの見込みや相談支援の希望等について把握するためにアンケートを実施し、今後このアンケートから見えてくる問題点、課題を見つけ出し協議を行い計画の円滑な推進を図る必要があります。

②今後の取組

障がい者総合支援協議会に福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者等が参画し、身近な地域資源の効果的・有効的な活用に努めます。

また、奥出雲町障がい福祉計画、障がい児福祉計画等の策定、変更をしようとするときは地域の課題解決に向けた具体的な方策について積極的な提言を行います。

(2) 啓発・広報による情報提供の充実

①現状と課題

障害者手帳取得時には窓口で「障がい福祉のしおり」の配布や該当の制度、サービスについての説明やホームページでも福祉サービスの情報提供を行っています。地域住民への周知への効果はあがっていますが、一方で精神、知的、発達障がい等の方への情報提供の方法が課題です。

②今後の取組

引き続き、福祉のしおりやホームページ等を活用したきめ細かいサービス情報の提供と共有ができるよう推進、強化を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

①現状と課題

現在、福祉事務所内に基幹相談支援センター、民間では「サポートセンターけやき」と「ふきのとう」の2つの相談支援事業所が開設されており、身近な相談窓口と相談支援専門員の資質向上により、当事者の地域生活の維持につながっています。

また、専門的な相談窓口として発達障害者支援センターを活用することで、相談支援体制の充実につながっています。基幹相談支援センター運営については、センターの機能が十分とは言えませんが日々の円滑な支援や対応を行っています。

②今後の取組

福祉事務所や各事業所のホームページに相談や対象の例、相談の流れを掲載することにより地域住民の相談利用の活用を進めます。

相談支援専門員の資質向上を図るため研修会や支援会議を行い、相談支援体制の強化を図ります。

発達障がいの相談については他市にある県東部センターを活用していますが、県センターは広域的な動きであるため、地域の中で発達障がいに関する相談支援ができる人材の育成に努めます。

(4) 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行支援

①現状と課題

精神障がい者の退院については、病院、保健所、相談支援事業所、保健師等と連携を図りながら地域生活に移行できるよう支援しています。

「地域移行支援」及び「地域定着支援」を利用した方はありませんが事業所に同行し相談するなど地域生活への移行への支援を行っています。

②今後の取組

精神障がい者にも対応した地域包括システムの構築に向け議論していきます。
（「第3章(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」で記載）

(5) 障がい者への就労支援

①現状

就労を希望する方には、相談支援専門員によるサービス利用計画に基づき、サービス管理責任者の個別支援計画により「就労移行支援」「就労継続支援」の訓練を行います。

令和5年10月現在、就労継続支援A型には4名、B型には64名の方の利用があります。福祉就労については事業所を中心に支援が確立しています。

一般就労に向けての支援や定着支援など圏域のハローワークや就業・生活支援センターとの連携も図れており、一般企業への働きかけもされている状況から一定の効果を得ています。

相談支援員による寄り添った支援により「アーチ」や「ハローワーク」などと連携し、町内企業への就労を働きかけています。

②今後の取組

引き続き福祉的就労の場の充実に努め、「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）事業所」の確保を図るとともに、一般就労への移行支援に努めます。

また、障がい者就業・生活支援センター「アーチ」やハローワークなど関係機関等との連携のもと、町内企業への就労機会の拡大を働きかけ、企業側への協力、支援を求め、啓発や障がい者雇用の促進を図ります。

(6) 障がい児支援

①現状と課題

令和4年度雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会の下部組織として子ども部会を設立しました。にこにこ保護者の会を中心としニーズの把握、支援の必要性、地域の課題を探り、福祉サービスに繋げていくために協議を重ねています。課題に対しての方策をどうしていくか、今後検討が必要です。

また、通学の支援については、関係課で対応を協議し、実現に向け取り組んでいます。

健診後のフォロー教室や5歳相談など町では事業化できており、期待された効果はありますが、児童発達支援、療育支援、放課後等デイサービスなどは圏内の事業所に依頼している状況であり、町内での社会資源の拡充が課題です。

②今後の取組

引き続き就学前の乳幼児については、乳幼児健診後のフォローを強化し一人ひとりの成長へ繋げていきます。また、一人ひとりの特性に応じた切れ目ない支援に対応していけるよう、関係各課、関係機関との連携を図ります。

また、アンケート結果から町内での療育についてのニーズが高いので、町内でサービスを受けることができる体制、整備について関係機関と協議を重ねていきます。

(7) 権利擁護の推進と虐待防止

①現状と課題

障がいや障がいのある方に関する理解を深めるため、ポスターの掲示等を実施し啓発に努めています。

令和4年度に成年後見制度の利用を開始した人、日常生活自立支援事業を利用した方はありませんでした。

アンケートでは、「成年後見制度については知っている」35%、「今後利用を考えたい」2%の回答でしたが、今後は親の高齢化に伴い利用が増えることが予想されます。

サービス支援事業所等障がいのある方の家族に接する機会がある時は、声掛けや相談の配慮を行っています。

②今後の取組

障がいのある方が社会の構成員として一人ひとりの人格と個性が尊重され、あたりまえに暮らすことができるよう、障がい者団体や関係機関と連携し啓発や研修を実施し障がいや障がいのある方に関する理解を深めます。

また、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方が制度の利用を支援することで障がいのある方の権利擁護を図ります。

社会福祉協議会、各相談支援事業所、公民館、民生委員等と連携しながら制度の周知、理解を深め利用を推進します。

障がい者虐待の予防について啓発を行い、早期発見及び迅速な対応に努めます。また、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用します。

(8) 防災体制の充実

①現状と課題

避難行動要支援者台帳への登録により情報把握を行っていますが、災害時におけるスムーズな初動体制の構築、支援体制が取れるよう体制の整備が必要です。

また、アンケートでは、「避難場所は知っている」69%、「一人で避難できる」51%でしたが、「近所で助けてくれる人はいるのか」の問いには、「いる」と回答した方は36%と低く、「いない」23%、「分からない」36%と多く、災害時の行動や日常の防災意識について当事者、家族が理解しているか、また、地域の方を含めた支援者が理解しているのか等、課題として検討が必要です。

②今後の取組

障がいのある方に配慮した防災意識の普及啓発、学習会の開催等、引き続き防災担当課、関係機関との連携を密に支援体制の構築、地域における災害時の支え合い、助け合いの体制作りのために調整を図ります。

(9) 地域における差別の解消

①現状と課題

障害者差別解消法のリーフレットを配布し、啓発活動を実施しています。社会福祉協議会のあいサポートメッセンジャーによる「あいサポート運動」が小中学校や地域の企業にも波及しています。アンケートでは「差別や偏見があると感じますか」「あると感じている、感じたことはないが思う」と回答した方が76%でした。8割の方が差別や偏見があると感じておられることから差別解消に向けた取組が早急に必要です。

②今後の取組

差別と区別の違いを明確にしつつ、障がいのある方もない方もお互いが尊重しながら暮らせる町にしていくため、社会福祉協議会と連携し誰もが暮らしやすい差別のない地域づくりに努めます。

また、差別解消の教育が必要であり、各地区公民館事業として積極的に実施されている研修会等に住民に参加を促し理解を深めます。

(10) 広域的事業の実施

①現状と課題

広域的事業については1市2町で協議をしながら、圏域内の障害福祉サービス提供事業所・相談支援事業所などと提携を進め事業を実施しています。

発達障がいに関わる支援については県東部センターの活用と関係機関との連携を図っており、支援体制の充実に向けて効果は得られています。

②今後の取組

引き続き雲南圏域内のサービス提供事業所や相談支援事業所等と機関連携を図ります。

自立支援給付サービス（訪問系、日中活動系、居住系サービス等の実施）
相談支援（サービス利用計画の作成事業）

コミュニケーション支援事業（手話奉仕員の養成や派遣等）
移動支援事業（移動時の個別支援や送迎等）
地域活動支援センター事業（いつでも通所利用できるサービスの実施）
日中一時支援事業（日中支援が困難になった場合の受け皿）
生活支援事業（当事者活動や在宅等での生活の訓練）
社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室や大会等の実施）
障がい児の就学支援や障がい者の就労支援
発達障がい、高次脳機能障がいのある者の支援

以上の事業の進め方や連携のあり方について、1市2町で設置している雲南圏域障がい者総合支援協議会で話し合い、広域的事業の推進をめざします。

第9章 計画の推進のための方策

1 障がい福祉制度の周知

障がいのある方もない方も、共に住み慣れた地域で自分らしくいきいきと過ごすことができる町づくりの実現に向け、障害者総合支援法の障害福祉サービスや障がい関係制度の周知が必要不可欠です。

サービスの対象者や関係機関へ「障がい福祉のしおり」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を配布し、障がい福祉施策の推進について周知するよう努めます。

福祉事務所窓口においても、障害者手帳交付時、各種制度やサービス申請時等に適切な情報提供を行っていきます。

また、広報やホームページを活用し情報を発信していきます。

2 計画の進行管理及び達成状況の点検・評価

国の基本指針では「PDCAサイクル」を活用し、障がい福祉計画・障がい児福祉計画に定める事項について、定期的な現状把握、分析評価を行い、雲南圏域障がい者総合支援協議会地域部会で必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずることとしています。

資料編

第7期奥出雲町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
策定委員会委員名簿

団体名等	役職名	氏名	備考
社会福祉法人 仁多福祉会 けやきの郷	施設長	植田 泰正	委員長
にこにこ保護者の会	会員	和久利 洋子	副委員長
雲南保健所	所長	柳 樂真佐実	
島根県東部発達障害者支援センター ウイツシュ	主任	飯塚 万佐史	
奥出雲町特別支援連携協議会	委員長	永瀬 義美	
奥出雲町幼稚園園長会	園長	足立 維久子	
奥出雲町自治会長会連合会	連合会長	岩佐 俊秀	
奥出雲町民生委員児童委員協議会	会長	西村 昇	
社会福祉法人 雲南広域福祉会	統括所長	藤原 靖浩	
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	統括施設長	松林 哲也	
社会福祉法人 仁寿会	施設長	高橋 邦明	
NPO法人 ふきのとう	所長	小田 弥栄	
社会福祉法人奥出雲町社会福祉協議会	事務局長	田食 喜美子	
奥出雲町精神障害者家族会	会長	松崎 幹夫	
奥出雲町手をつなぐ育成会	会長	宇田川 光好	
にこにこ保護者の会	会長	岡田 悠佑	
医療法人社団信愛会 永生クリニック	看護師長	藤原 清子	
町立奥出雲病院 地域医療課	課長	森長 久美子	
学校法人仁多学園 島根リハビリテーション学院	学科長	山本 真理子	
社社会福祉法人 仁多福祉会 けやきの郷	職業指導員	宇都宮 賢一	
奥出雲町教育委員会 教育魅力課	課長	高尾 昭浩	
奥出雲町こども家庭支援課	課長	渡部 久子	
奥出雲町健康福祉課	課長	吉川 明広	

奥出雲町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年10月1日
奥出雲町告示第113号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づき、奥出雲町障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、奥出雲町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画における調査及び研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、25名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉関係団体の役員又は職員
- (2) 障害者、障害児又はその家族
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該計画策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会には必要に応じ、部会を置くことができる。

3 委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第39号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第149号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

